

参考様式

※確認・届出番号		※	新規	
※年 月 日			変更	

浄化槽を設置する方は、浄化槽の使用開始から3月を経過した日から5ヶ月の間に千葉県知事が指定した指定検査機関による検査を受ける義務があります（浄化槽法第7条第1項）。

検査にあたっては、指定検査機関に申込が必要です。検査手数料の納付書の写しの貼付をお願いします。

納付書貼付欄



※欄は記入しないでください。